

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第7号

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年太田市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表19の項中「代休日」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、「原則として」を削り、「期間」の次に「（ただし、1回に限り分割して取得することができる。）」を加え、同表19の2の項中「4月1日から4月7日まで」を「週休日等を除く連続する5日の範囲内の期間（ただし、1回に限り分割して取得することができる。）」に改める。

第2条 太田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表19の項中「勤続30年又は35年」を「勤続10年、20年又は30年」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。